

トランプ大統領のノンイミグラント(非移民) 渡航禁止令についての概要と解説

スミス・ガンブレル・ラッセル法律事務所

2020年6月26日現在



トランプ大統領は、2020年6月22日、H-1B、H-2B、L-1 及び一部の J-1 ビザ保持者に対する入国を一時停止し、制限する渡航禁止令に署名しました。

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspending-entry-aliens-present-risk-u-s-labor-market-following-coronavirus-outbreak/>

この大統領令の有効期限は、2020年6月24日から同年12月31日までの予定です。上記ビザ保持者の帯同家族（H-4、L-2、J-2 ビザ保持者）も対象となります。

また、この大統領令により、先行していた米国への移民ビザ（グリーンカード）の発給の一時停止措置が今年末まで延長されることになりました。

トランプ大統領は、米国の移民政策を強化していますが、その一環として、COVID-19 の蔓延を根拠に、過去 14 日間に中国、英国、アイルランド、ブラジル、または欧州（シェンゲン圏）に滞在したことのある者を対象とした渡航禁止措置も継続されています。

ノンイミグラント（非移民）入国禁止の対象となる方

この渡航禁止令で入国停止となる対象者は、以下のいずれかのカテゴリーに該当する方です。

- ・H-1B または H-2B ビザのノンイミグラント労働者
- ・J-1 ビザのうち、インターン、研修生、教師、キャンプ・カウンセラー、オーペア (au pair) 、夏季労働旅行プログラム・ビジター
- ・L-1A の役員および管理職
- ・L-1B 専門知識労働者
- ・上記のいずれかの者に同行する外国人 (帯同家族など)

上記の対象者には、以下の (1) 及び (2) の両方に当てはまる場合に限り、入国禁止措置が適用されます。

- (1) 6月24日 (米国東部標準時 12時1分) 時点で米国外におり、かつ、
- (2) 6月24日 (米国東部標準時 12時1分) に有効な非移民ビザまたはその他の公式渡航書類 (例: 有効なボーディング・フォイル、トランスポートーション・レター、アドバンス・パロール・ドキュメント等、いずれも主にグリーンカード等の永住権を持っている者が書類を紛失した場合の救済措置書類) を持っていない者

なお、すでに米国内にいる外国人は、今回の大統領令の影響を受けません。また、2021年度の H-1B ビザをお持ちでステータス変更を待っている方を含め、発効日である6月24日時点で有効なビザや渡航書類を持っている方は、同日時点で米国外にいても影響を受けません。さらに、B-1・B-2、E-1・E-2、F-1、TN、O、P などのその他の非移民ビザ保持者についても、現時点での影響はありません。

他に本渡航禁止令の適用が除外となる方について

以下の方も本渡航禁止令の適用の対象外となり、影響を受けません。

- ・米国永住者 (グリーンカード保持者など)
- ・米国市民の配偶者または子供
- ・J-1 ビザのうち、医師、短期奨学生、教授および研究スカラー、専門家、セカンダリー・スクール (中等学校) の学生、大学の学生プログラムに在籍している者
- ・米国の食品サプライチェーンに不可欠な、一時的な労働力・サービスを提供するために米国に入国する外国人
- ・入国が国益にかなう外国人 (以下のような者を含む)
 - 米国の防衛、法の執行、外交、または国家安全保障にとって重要である者
 - COVID-19 感染・入院中の個人に対する医療ケアの提供に関わっている者
 - 米国の施設で COVID-19 に対抗するために医学研究の提供に関わっている者
 - 米国の即時かつ継続的な経済回復を促進するために必要な者

「入国が国益にかなう外国人」として免除対象となるための基準及び手続については、近日中に、国務

省（Department of State）と国土安全保障省（Department of Homeland Security）により明確にされる予定です。もっとも、この免除は、ケース・バイ・ケースで認められ、高度な裁量に基づくものと考えられ、免除対象となるのは極めて難しいものと予想されます。

雇用主及び従業員が知っておくべきこと

本大統領令は何千人もの非移民労働者とその家族に影響を与えることが予想されるため、米国の雇用主の取り得る対策としては、影響を受ける労働者の開始日を遅らせる、代替りの非移民ビザのスポンサーシップを探す（ただし、現実的で適用可能な場合に限られることになります。）、渡航禁止令の免除を申請するなど、相応の対策を立てる必要があります。

雇用主は、労働者に代わって米国移民局に雇用延長の申請をすることが可能ですが、トランプ政権は、H-1B、H-4 EAD、F-1 STEM OPT、EB-2 および EB-3 グリーンカードスポンサーシッププログラムを含む、特定の米国雇用ベースの移民プログラムをさらに制限する（場合によっては完全に取り消す）取り組みを続けています。労働力と国際間人事異動の影響を最小限に抑えるためには、細心の注意が必要です。

本大統領令以外にも、引き続き有効な他の渡航禁止措置もあり、条件が複雑になりつつあるため、対象となる可能性のある方は、海外渡航計画を最終的に決定される前に移民法弁護士にご相談されることをお勧めいたします。現在、世界中の米国領事館・大使館が、ごく一部の例外を除き閉鎖されたままであることから、海外でのビザスタンプの更新が困難になっています。

さらに、最新の報告では、航空会社や入国管理局が、新しい非移民渡航禁止措置をどのように実施すべきか混乱が見られ、米国への再入国が困難であるとの報告も既にあがってきています。領事館や米国入国管理局がどのようにして新しい大統領令を施行するのかなど、多くの疑問が残っているため、外国籍の方は、十分な注意を払い、渡航が必要な場合は事前に計画を立てておくことをお勧めします。

ご不明な点がございましたら、SGR 法律事務所までお問い合わせください。

※免責事項：上記の内容は、一般的な説明に過ぎません。具体的な状況に応じた法的助言又は専門家意見として解釈しないようご注意ください。

米国弁護士 小島清顕 kkojima@sgrlaw.com

米国弁護士 猪子晶代 ahewett@sgrlaw.com

日本弁護士 浅井淳子（あおい法律事務所所属、7月20日よりSGRにて1年間研修予定）
asai@aoi-law.com

Smith, Gambrell & Russell 法律事務所紹介:

SGR 法律事務所は、1893 年に創設された創業 127 年のジョージア州アトランタ市発祥の米国総合法律事務所です。全米各地にオフィスを構え、約 250 人の弁護士が所属しています。取扱分野は、法人設立、各種契約、M&A・合併・業務提携、雇用・労務、訴訟・紛争、企業誘致・助成金交渉、貿易・通商関連、環境、建設、不動産、知財、倒産、税務、遺産相続計画、年金・福利厚生、海事、サイバーセキュリティ・情報保護法、移民法・ビザ等、企業法務全般をカバーしています。全米法律事務所ランキング・トップ 200 (Am Law 200) にも継続して選出されています。日本チームは、上記の総合法律サービスを日本語により提供しています。詳しくは、SGR 法律事務所の日本語ページをご参照ください。 <https://www.sgrlaw.com/practices/japan-practice-team/>